五所川原市教育振興基本計画（改訂案）

令和７年度～令和１１年度

令和７年３月

（令和８年　月改訂）

五所川原市

目　　次

Ⅰ　五所川原市教育振興基本計画について

1　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
2　計画期間及び計画期間内のローリング（周期的な評価、見直し、改善）・・・　1
3　五所川原市教育施策の大綱及び教育振興基本計画の体系図・・・・・・・・・　2
4　五所川原市教育振興基本計画における重要業績評価指標（ＫＰＩ）　・・・・　3

Ⅱ　基本施策１「個性を伸ばす学校教育」に向けた実施計画

1　学校教育活動の充実
（１）一人一人の個性に応じた教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
（２）学力向上に向けた取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
（３）道徳教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
（４）健やかな身体の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
（５）情報活用能力の育成、社会環境への適応力向上・・・・・・・・・・・・　7
（６）郷土愛の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

2　教育環境の整備
（１）学校再編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
（２）学習環境の安全性確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
（３）ＩＣＴ機器の計画的な更新整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
（４）安全安心な学校給食の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

3　指導体制の充実
（１）特別な配慮を必要とする児童生徒のニーズへの的確な対応・・・・・・・　１１
（２）学校、家庭、地域社会、関係団体等の連携・・・・・・・・・・・・・・　１２
（３）教員の対応力強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

4　社会に開かれた学校教育の実現
（１）コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進・・・・・・・　１３
（２）家庭内での規則的な生活習慣等に向けた保護者の意識啓発・・・・・・・　１４

Ⅲ　基本施策２「豊かな感性を育む生涯学習」に向けた実施計画

1　地域風土と歴史の伝承
（１）伝統芸能等の伝承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
（２）史跡、遺跡の周知活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
（３）本市ゆかりの著名な文人、芸術家の作品等の積極的な活用・・・・・・・　１６

２　自発的な学習機会の確保
（１）高齢者教室の活動内容の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
（２）社会教育施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

３　文化・スポーツに親しむ機会の確保
（１）文化芸術施設の利便性向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
（２）活動人口の増加に向けた取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
（３）中学校部活動の地域展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

Ⅵ　用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

Ⅰ　五所川原市教育振興基本計画について

１　計画策定の趣旨

教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第１７条第２項において、国は教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について基本的な計画を定めることとなっており、地方公共団体は、当該計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

また、当市の教育行政においては、市長が市教育委員会と連携し、総合的に教育施策を推進していくために策定した五所川原市教育施策の大綱（以下「大綱」という。）が最上位計画となっており、大綱の施策を実施していくための実行計画が必要となるところです。

本計画は、大綱の実施計画として、かつ教育基本法に定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、大綱に掲げた各施策に具体的事業を貼り付けし、当該事業を確実に実施していくことで、各施策の推進、実現を図るとともに、社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第３条に基づく「中期的な社会教育計画」及び子どもの読書活動の推進に関する法律（平成１３年法律第１５４号）第９条第２項に基づく「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」としても位置付け、本市の学校教育・社会教育施策を一体的に推進するための総合的な計画として策定するものです。

参考：教育基本法（抜粋）

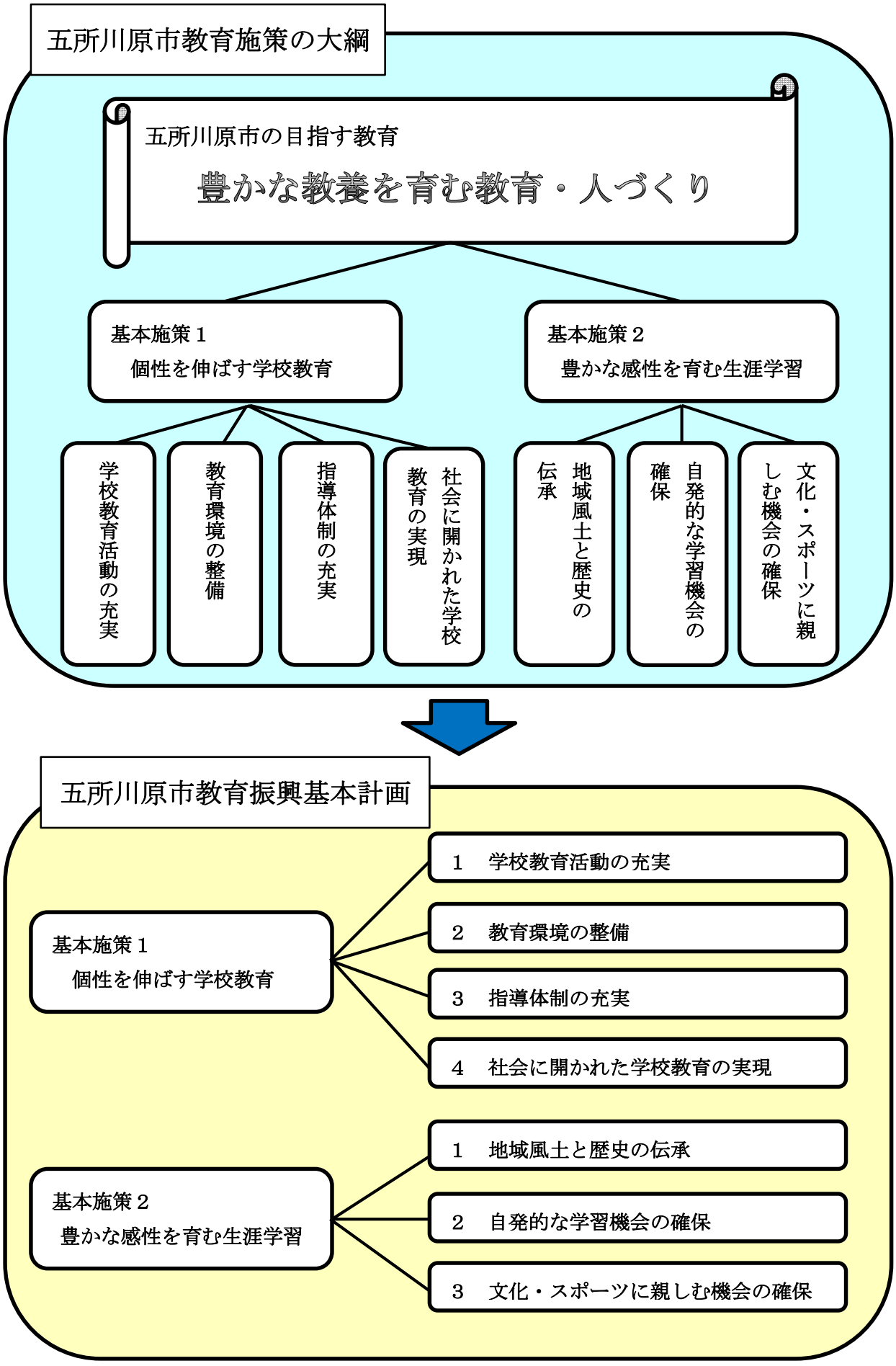
（教育振興基本計画）
第１７条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

２　計画期間及び計画期間内のローリング（周期的な評価、見直し、改善）

本計画は大綱の下位計画、実施計画であることから、その計画期間も大綱と同様の令和７年度から令和１１年度までの５年間を実施期間とします。

なお、本計画に記載する計画内容（各事業）は社会情勢、国及び青森県の施策、財政状況等を鑑み不断の見直しを行うこととするほか、市教育委員会が毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）に基づき作成する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」と連結させ、点検及び評価を行い、評価結果を踏まえて随時「今後の取組と課題及び方向性」を検討していくことで、その計画内容について、常に改善を図っていくものです。

3　五所川原市教育施策の大綱及び教育振興基本計画の体系図



4　五所川原市教育振興基本計画における重要業績評価指標（ＫＰＩ）

本計画では、基本施策１「個性を伸ばす学校教育」のうち「学校教育活動の充実」「指導体制の充実」の両施策に、それぞれの取組みを通じて達成すべき姿を重要業績評価指標として定めるほか、計画期間中、各年度で指標数値を比較し、達成度を確認していきます。

なお、本計画記載の重要業績評価指標は、五所川原市デジタル田園都市構想総合戦略と連動することとし、同戦略の教育分野に掲載されるの重要業績評価指標（ＫＰＩ）と同一のものとしています。

（１）学校教育活動の充実に係るＫＰＩ

No	指標名	基準値	達成目標	算出方法	根拠資料
1	全国学力・学習状況調査における教科全体の正答率（小学校）	各年度の青森県値 ※令和５年度各値 全　国　値：64.7 青森県値：66.3 市　　値：65.0	青森県値を上回る値	統計資料から参照	「全国学力・学習状況調査結果」（文部科学省）
2	全国学力・学習状況調査における教科全体の正答率（中学校）	各年度の青森県値 ※令和５年度各値 全　国　値：54.9 青森県値：53.4 市　　値：53.0	青森県値を上回る値	統計資料から参照	「全国学力・学習状況調査結果」（文部科学省）

【ＫＰＩに関連する施策の取組み内容】
- **一人一人の個性に応じた教育の充実**
- **学力向上に向けた取組み**
- **健やかな身体の育成**
- **情報活用能力の育成、社会環境への適応力向上**

（２）指導体制の充実に係るＫＰＩ

No	指標名	基準値	達成目標	算出方法	根拠資料
3	自己肯定感（小学校）	82.6（%） （R3～R5の青森県の平均値）	83.1（%）	設問「自分にはよいところがあると思いますか」に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合	「五所川原市『確かな学力（※１）』向上プラン検証のためのアンケート」（市教育委員会）

No	指標名	基準値	達成目標	算出方法	根拠資料
4	自己肯定感 （中学校）	80.2（%） （R3～R5の青森県の平均値）	80.7（%）	設問「自分にはよいところがあると思いますか」に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合	「五所川原市『確かな学力』向上プラン検証のためのアンケート」（市教育委員会）
5	1,000人あたりの不登校児童数 （小学校）	対前年度比増加率 26.3（%） （R3～R5の市の平均値）	25.3（%）	市教育委員会集計データ	市教育委員会調べ
6	1,000人あたりの不登校生徒数 （中学校）	対前年度比増加率 22.4（%） （R3～R5の市の平均値）	21.4（%）	市教育委員会集計データ	市教育委員会調べ

【ＫＰＩに関連する施策の取組み内容】

- **特別な配慮を要する児童生徒のニーズへの的確な対応**
- **学校、家庭、地域社会、関係団体等の連携**
- **教員の対応力強化**

Ⅱ　基本施策１「個性を伸ばす学校教育」に向けた実施計画

【施策の目的】
　一人一人の個性を伸ばし、子どもが未来に希望が持てる教育体制の構築とともに、地域と協力し、家庭教育力の向上を図る。

１　学校教育活動の充実

（１）一人一人の個性に応じた教育の充実

【計画期間内の施策の方向性】
　児童生徒一人一人の個性に応じた教育の充実を図り、「自ら学び自ら考える力」「多様な他者と協働して課題を解決する力」「新たな価値を創造する力」を育成します。

事　業　名	教職員全体研修会	担当部署	学校教育課
事業内容	・年度始めの４月に、教職員全員研修会を１回実施。 ・オンデマンド方式（※２）で、学校教育指導の方針と重点や「確かな学力」向上プロジェクトについて説明し、教職員の専門性と資質の向上を図る。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

（２）学力向上に向けた取組み

【計画期間内の施策の方向性】
　児童生徒の学力向上の取組については、学習指導要領に基づき、学力検査等を通じて実態を把握しながら、一人一人の個に応じた指導の充実を図ります。

事　業　名	前期計画訪問、後期計画訪問、要請訪問	担当部署	学校教育課
事業内容	【前期計画訪問】 ・５月から７月までの期間、学校訪問を各校につき１回実施。 ・「五所川原市学校教育指導の方針と重点」に基づき学校教育の向上、各学校の現状と当面する課題を把握しその解決を図ること、学校課題解決に向けた校内研究のための指導・助言を行う。 【後期計画訪問】 ・８月から１２月までの期間、学校訪問を各校につき１回実施。		

	・学校課題解決に向けた校内研究、「確かな学力」向上プランに基づく授業づくり、生徒指導上の課題解決のための指導・助言を行う。 【要請訪問】 ・学校における教育課題解決に資するため、要請に応じて訪問する。 ・今日的な教育課題についての一般研修、校内研究、研究指定校の研究推進等に関わる指導・助言を行う。
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。

事　業　名	標準学力検査事業	**担当部署**	学校教育課
事業内容	・年１回、小学校でＣＲＴ検査（※３）、中学校でＮＲＴ検査（※４）を実施し、その結果に基づき策定された各校の「確かな学力」向上プランについての指導・助言を行う。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

（３）道徳教育の充実

【計画期間内の施策の方向性】
　児童生徒が身に付けるべき社会規範や生活マナーの修得に向け、道徳教育の充実を図ります。

事　業　名	前期計画訪問、後期計画訪問、要請訪問	**担当部署**	学校教育課
事業内容	・前期計画訪問では、道徳教育の全体計画や年間指導計画に基づき、道徳科の授業を要とした道徳教育の実践について指導・助言を行う。 ・後期計画訪問、要請訪問では、道徳科の授業づくりや授業改善について指導・助言を行う。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

（４）健やかな身体の育成

【計画期間内の施策の方向性】
　児童生徒の健やかな身体の育成を図るため、学校給食の充実による食育推進や規則正しい生活習慣の定着指導に取り組みます。

事　業　名	・「確かな学力」向上プラン検証のためのアンケート	担当部署	学校教育課
事業内容	・全ての学校で共通した内容のアンケート（児童生徒質問調査、教員質問紙調査）を実施する。 ・五所川原市の生活指導における実態や課題を明らかにするとともに、各学校で作成した「確かな学力」向上プランの取組状況を客観的に把握する指標とし、次年度以降の改善に役立てる。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事　業　名	学校給食の提供	担当部署	学校給食センター
事業内容	・小・中学校児童生徒の心身の健全な発達のために、学校給食実施基準に基づいた安全安心で栄養バランスのとれた完全給食を提供するとともに、必要に応じて「えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生」の８品目を使用しない食物アレルギー対応食の提供をする。 ・食育推進基本計画に基づき、「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」をテーマに学校のニーズに即した「食に関する指導」実施するほか、児童生徒の実態を把握するための「学校給食アンケート」を実施する。 ・食材納入関係機関及び生産・加工団体と連携し、米、リンゴ、十三湖シジミ、大豆加工品、野菜など県内地場産物を活用し『地産地消の推進』を図る。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

（５）情報活用能力の育成、社会環境への適応力向上

【計画期間内の施策の方向性】

児童生徒の情報活用能力の育成に向けたＩＣＴ（※５）活用の推進やグローバル化（※６）が伸展する社会環境への適応力を高めるための外国語教育、キャリア教育（※７）の充実を図ります。

事　業　名	ＩＣＴ活用推進研修会	担当部署	学校教育課
事業内容	・年１回研修会を実施し、基本的な操作方法や発展的な活用方法について教職員の指導力の向上を図る。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事　業　名	外国青年招致事業	担当部署	学校教育課
事業内容	・外国語指導助手（ＡＬＴ）を市内各小・中学校へ派遣し、児童生徒の英語力の向上と国際理解教育の推進を図る。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事　業　名	前期計画訪問	担当部署	学校教育課
事業内容	・５月から７月までの期間、学校訪問を各校につき１回実施。 ・キャリア教育を体系的に推進していくために、全体計画及び年間指導計画、キャリアパスポート（※８）の活用、体験活動等の取組について指導・助言を行う。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

（６）郷土愛の醸成

【計画期間内の施策の方向性】

各学校で主体的に実施する総合的な学習の時間を活用した「地域の歴史」や「伝統文化」の学びにより、郷土愛の醸成を図ります。

事　業　名	五所川原市の歴史文化出前授業	担当部署	社会教育課
事業内容	・市内の小中学校の児童生徒が歴史や文化財に興味・関心を持つことで郷土に対する誇りや愛着が高まることを目的に、市教育委員会職員等による各学校の総合的な学習時間を活用した出前講座や体験学習を実施する。出前講座等においては、五所川原の歴史や文化財についてわかりやすく説明するとともに、出土した遺物（土器や石器など）に触れる機会を創出するなど公開や活用も行う。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事　業　名	五所川原市小中学校 児童生徒交流会	担当部署	学校教育課
事業内容	・市内の児童生徒が一堂に会し、郷土芸能の発表や話合い等による交流活動を行うことで、文化や人・地域の良さを知り、郷土を愛する心情の醸成を図ると共に、未来の五所川原市を担う人材の育成に資する。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

2　教育環境の整備

（1）学校再編

【計画期間内の施策の方向性】

児童生徒数の減少に伴う学校間での教育環境の格差を是正するため、適切な学校再編に取り組みます。

事　業　名		学校再編事業	担当部署	教育総務課
事業内容		・児童生徒数の減少等による諸課題を克服し、学びや育ちの質を高める充実した教育を支える環境を全ての小学校、中学校において実現するため、「五所川原市立小学校中学校　適正規模・適正配置基本計画」に基づく学校再編を実施する。		
年度別実施内容	R７	・五所川原小学校と三好小学校の統合 ・三好小学校校舎の普通財産移管に向けた備品等整理 ・市浦小学校、市浦中学校の併置校舎に向けた市浦小学校の大規模改修		
	R８	・市浦小学校、市浦中学校の併置校舎の開設 ・市浦中学校校舎の普通財産移管に向けた備品等整理 ・次期優先検討校の検討		
	R９	・次期優先検討校の決定 ・次期優先検討校の保護者、地域住民、関係団体等への説明		
	R10	・次期優先検討校の保護者、地域住民、関係団体等への説明、再編に向けた要望調整等		
	R11	・次期優先検討校の学校再編		

（2）学習環境の安全性確保

【計画期間内の施策の方向性】

児童生徒の学習環境の安全性を確保するため、学校施設の安全管理や計画的な維持修繕を図ります。

事　業　名	各学校施設の計画的な修繕及び維持管理	担当部署	教育総務課
事業内容	・児童生徒の安全・安心な教育環境の確保を図るため、各学校施設の状況を正確に把握し、計画的な修繕及び維持管理を実施する。		
年度別実施内容	・五所川原市学校教育系施設整備計画に基づく計画的な修繕及び維持管理 ・小学校遊具の点検（小学校５校）と点検結果に基づく維持管理		

（３）ＩＣＴ機器の計画的な更新整備

【計画期間内の施策の方向性】

学習指導を効率的かつ効果的に実施していくため必要となるＩＣＴ機器の計画的な更新整備に取り組みます。

<table>
<tr><td colspan="2">事　業　名</td><td>ＩＣＴ機器の計画的な更新整備</td><td>担当部署</td><td>教育総務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業内容</td><td colspan="3">①教職員端末更新事業
・教員が使用するＩＣＴ機器は、校務用端末（Windows 端末）と授業で使用するクロームブックの２台体制となっているが、このうち校務用端末は更新が必要となっていることから、この端末更新に際し、教職員への端末配付を１人１台とし、今後想定されるＩＣＴ機器の更新整備の費用、導入作業の平準化を図る。
②統合型校務支援システム導入事業
・統合型校務支援システムを導入することで、勤務時間内における教員の余力を確保し、これを児童生徒の指導時間、授業の準備時間、教員のスキルアップ時間に充てることで、教員の働き方改革、児童生徒の学力向上及び生活改善指導の充実を図る。
・導入する統合型校務支援システムはクラウド（※９）型とし、ゼロトラスト（※10）によるネットワーク環境を構築することでセキュリティ面を確保する。
③児童生徒端末更新事業
・児童生徒の１人１台端末として、令和２年度に配付したクロームブックについて、年数経過によりバッテリーの消耗や液晶パネルなどの劣化により不具合が見られることから、クロームブックを更新し、児童生徒の良好なＩＣＴ環境の維持を図る。
・クロームブック更新に際しては、補助金の活用するほか青森県を介した県内市町村による共同調達を行うことで、購入経費を節減する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">年度別
実　施
内　容</td><td>Ｒ７</td><td colspan="3">①学校教職員の校務用・授業用端末の更新
②統合型校務支援システムの導入に向けた他自治体事例の検証、導入内容の検討等</td></tr>
<tr><td>Ｒ８</td><td colspan="3">②統合型校務支援システムの導入、運用開始</td></tr>
<tr><td>Ｒ９</td><td colspan="3">②統合型校務支援システムの運用
③クロームブックの購入（共同調達）及び年度内における児童生徒へのクロームブック貸与</td></tr>
<tr><td>Ｒ10～
Ｒ11</td><td colspan="3">①統合型校務支援システムの運用</td></tr>
</table>

（4）安全安心な学校給食の提供

【計画期間内の施策の方向性】

安全安心な学校給食を提供するため、給食調理施設を適正に維持し、安全衛生管理を徹底します。

事　業　名		施設の適正な維持管理	**担当部署**	学校給食センター
事業内容		・学校給食センター及び市浦小学校調理場の適正な維持管理を行う。		
年度別実施内容	R７	・併置校舎となる市浦小学校調理場の調理機器等の整備		
	R８	・新たな調理機器等による、併置校での自校式給食の提供開始 ・学校給食センター焼き物室床修繕		
	R９	・施設・設備の適時適切な小破修繕の実施		
	R10～R11	同上		

3　指導体制の充実

（1）特別な配慮を必要とする児童生徒のニーズへの的確な対応

【計画期間内の施策の方向性】

特別な配慮を必要とする児童生徒一人一人のニーズに的確に対応していくため、授業を支援する教育支援員や相談等に応じるスクールカウンセラーを適正に配置するとともに、不登校の児童生徒を受け入れる教育支援センターの機能を強化します。

事　業　名	スクールカウンセラー派遣研修事業	**担当部署**	学校教育課
事業内容	・児童生徒や保護者、教職員に対する相談活動や相談室の運営の充実を図るため、専門的な人材の確保と適正配置を行う。 ・年７回の研修会を通して、問題行動・不登校の未然防止等のための指導、対応の在り方について専門性の向上を図る。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事　業　名	教育支援センター運営事業	**担当部署**	学校教育課
事業内容	・不登校児童生徒の学習支援等を行うため、教育支援センターを設置（立佞武多の館：小学生対象、中央公民館：中学生対象）		

	し、教育相談や体験活動、学習支援を行う。 ・他市町からの受け入れや分室の設置、オンラインでの学習支援等を行う。
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。

（２）学校、家庭、地域社会、関係団体等の連携

【計画期間内の施策の方向性】
学校、家庭、地域社会、関係団体等が連携し、いじめや問題行動、不登校などの児童生徒が抱える諸課題への対応を強化します。

事　業　名		いじめ問題等対策事業	担当部署	学校教育課
事業内容		①上越教育大学と連携し、市内全児童生徒を対象とした生活アンケートを実施する。そして、その結果を分析し、分析結果をもとにいじめ、不登校対策の取組を行う。 ②各関係機関といじめ等の未然防止と児童生徒への適切な指導、対応の在り方について共通理解を図り、指導力の向上を目指す。		
年度別実施内容	Ｒ７	①教員向け研修の実施		
	Ｒ８	①生活アンケートの実施及び分析。教員向け研修の実施。		
	Ｒ９～Ｒ10	①生活アンケートの効果の活用。教員向け研修の実施。		
	Ｒ11	①生活アンケートの効果の活用。教員向け研修の実施。効果検証。		
		②計画期間内を通じて、毎年度実施。		

（３）教員の対応力強化

【計画期間内の施策の方向性】
多様化する教育課題への教員の対応力を強化するため、専門研修への参加支援や校内研修の充実を図ります。

事　業　名	不登校対策研修会	担当部署	学校教育課
事業内容	・年３回実施。 ・不登校の要因や背景などの実態について共通理解を図り、各校における不登校児童生徒を生み出さない適切な取組や対応等の専門性と資質、指導力の向上を図る。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

4　社会に開かれた学校教育の実現

（1）コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

【計画期間内の施策の方向性】

子どもたちが地域との関わりを持ちながら主体的に学び、変化する社会に対応できるとともに、様々な職業の大人に出会い、自立に向け学びや体験を積み重ねることができるよう、コミュニティ・スクール（※11）と地域学校協働活動の一体的推進に取り組むとともに、地域住民と連携した登下校時の安全確保など、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画できる機運の醸成を図ります。

事　業　名		学校運営協議会の設置	担当部署	学校教育課
事業内容		・学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るため、学校運営協議会を各学校へ順次設置する。		
年度別実施内容	Ｒ７	・２学校程度の学校運営協議会の新規設置		
	Ｒ８～Ｒ11	同上		

事　業　名		地域学校協働活動推進事業	担当部署	社会教育課
事業内容		・地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指すため、各学校　に地域学校協働活動推進員を配置し、地域のボランティアと学校の連絡調整、情報の共有、地域学校協働活動の企画・運営を行う。		
年度別実施内容	Ｒ７	・五所川原小、南小、中央小、栄小、三輪小、松島小、金木小、合計７校に９名の地域学校協働活動推進員を配置し、地域連携担当教職員と連携しながら地域学校協働活動を実施する。 ・地域学校協働活動推進員の資質向上のため、県が実施する地域学校協働活動推進員対象の研修会に積極的に参加するとともに市教育委員会も研修会を開催し、情報交換を行う。		
	Ｒ８～Ｒ11	・市内すべての小中学校への地域学校協働活動推進員の配置を目指し、令和７年度と同様の活動を実施する。		

事　業　名	通学路の安全確保	担当部署	教育総務課
事業内容	・「五所川原市通学路安全・防犯プログラム」に基づき、児童生徒が安全・安心に通学できるよう、通学路の安全確保に向けた関係機関合同による４年に１回の合同点検を行うほか、毎年度、各学校から報告を受ける通学路危険個所の確認及び関係部署への改善要望を実施していく。		

年度別実施内容	Ｒ７	・関係機関合同による４年に１回の合同点検
	Ｒ８	・学校から報告を受けた通学路危険個所の確認、関係機関への改善要望
	Ｒ９	同上
	Ｒ10	同上
	Ｒ11	・関係機関合同による４年に１回の合同点検

（２）家庭内での規則的な生活習慣等に向けた保護者の意識啓発

【計画期間内の施策の方向性】

児童生徒が家庭内で規則的な生活習慣、学習習慣を身に付けることができるよう、保護者の意識啓発に取り組みます。

事　業　名	家庭教育支援事業	担当部署	社会教育課
事業内容	・子どもたちの遊びは、デジタルツールの普及によりスマートフォンやゲーム機を使ったものへと変化し、その長時間の使用が規則的な生活習慣、学習習慣を身に付けることを阻害している一因と考えられるため、スクリーンタイムなどデジタルツールの正しい使用方法について児童生徒、保護者へ向け啓発、周知する。		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事　業　名	「確かな学力」向上プラン検証のためのアンケート	担当部署	学校教育課
事業内容	・全ての学校で共通した内容のアンケート（児童生徒質問調査、教員質問紙調査）を実施する。 ・児童生徒の家庭における基本的な生活習慣や学習習慣の実態と課題を明らかにし、家庭との連携に活用するよう各校に指導・助言を行う。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

Ⅲ　基本施策２「豊かな感性を育む生涯学習」に向けた実施計画

【施策の目的】
　市民が心豊かに暮らすため、文化・芸術・スポーツ活動などの生涯学習の機会を創出し、豊かに生きる感性の醸成を図る。

１　地域風土と歴史の伝承

（１）伝統芸能等の伝承

【計画期間内の施策の方向性】
　地域に根差した伝統芸能などの無形民俗文化財を後世に継承していくため、学校の教育活動としての取組の推進や継承団体への支援を強化します。

事　業　名	伝統芸能アーカイブ支援事業	担当部署	社会教育課
事業内容	・当市の伝統芸能を記録・保存するため、各団体の活動風景について画像・映像記録及び聴取調査等を実施し、調査記録をアーカイブ化する。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

（２）史跡、遺跡の周知活動

【計画期間内の施策の方向性】
　発掘調査によって明らかになった貴重な遺跡については、積極的に公開し、児童生徒の学習教材として活用するとともにや市民への周知活動に取り組みます。

事　業　名		市内遺跡再整備活用事業	担当部署	社会教育課
事業内容		・市内の発掘調査報告書刊行済みの遺跡を対象に、出土遺物の再整理を実施し、企画展、出前講座、体験学習等で公開活用する。		
年度別実施内容	Ｒ７	・出土遺物再整理（五月女萢遺跡）、ミニ企画展、出前講座、体験学習		
	Ｒ８	同上		
	Ｒ９	・出土遺物再整理（観音林遺跡）、ミニ企画展、出前講座、体験学習		
	Ｒ10～Ｒ11	同上		

（３）本市ゆかりの著名な文人、芸術家の作品等の積極的な活用

【計画期間内の施策の方向性】

学校教育を通じ、本市が生んだ著名な文人や芸術家の作品等に触れる機会を積極的に提供します。

事　業　名	太宰治顕彰事業	担当部署	社会教育課
事業内容	・次代を担う子どもたちが太宰文学に触れ、郷土を愛する心の醸成に繋げるため、太宰治生誕の日に斜陽館で太宰治作品の朗読や太宰かるた体験を行い、地域の児童及び市内外の太宰文学愛好者との交流促進を図る。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事　業　名		太宰治記念館「斜陽館」管理運営事業	担当部署	社会教育課
事業内容		・国指定重要文化財であり、築後１００年以上が経過しており、老朽化も著しいことから、維持補修に努める。 ・１９９６年（平成８年）に大規模改修を実施しており、以降、壁、屋根等の小破修繕を実施している。今後は建物と設備の修繕・整備をしつつ、耐震診断事業を実施する。		
年度別実施内容	Ｒ７	・屋根改修工事に係る文化庁現地指導、各種修繕		
	Ｒ８	・耐震診断事業に係る事前調査		
	Ｒ９	・耐震診断事業		
	Ｒ10	・耐震診断事業		
	Ｒ11	・耐震診断事業、館内照明ＬＥＤ化事業		

事　業　名		津軽三味線会館管理運営事業	担当部署	社会教育課
事業内容		・毎年小破修繕を実施している状況で、耐用年数を超過している空調設備の更新を実施する		
年度別実施内容	Ｒ７	―		
	Ｒ８	・アスベスト事前調査、空調設備更新業務実施		
	Ｒ９	・アスベスト事前調査、空調設備・キュービクル更新業務実施		
	Ｒ10	―		
	Ｒ11	・館内照明ＬＥＤ化事業		

２　自発的な学習機会の確保

（１）高齢者教室の活動内容の充実

【計画期間内の施策の方向性】

６０歳以上の市民の生涯学習の場として開設した「北辰大学」「ひばの樹大学」「寿大学」への新規受講者の掘り起こしを図っていくため、より魅力的な講座の提案や広報媒体を活用したＰＲ活動を行います。

事　業　名	高齢者教室事業	担当部署	社会教育課
事業内容	・高齢者の学習意欲を高め、社会活動参加を促進し、仲間づくりと生きがいづくりを推進するため、北辰大学（五所川原地区）、ひばの樹大学（金木地区）、寿大学（市浦地区）を開講する。また、有志メンバーによるクラブ活動を実施し、座学だけでなく同じ趣味を持った仲間同士の交流活動の場を設ける。 ・魅力ある教室となるよう、それぞれの大学が行う運営委員会会議開催時に講座や講師の提案を行うなど、支援や助言を行う。 ・新規受講生募集のため、市広報や市ホームページ等を活用しＰＲを行う。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

（２）社会教育施設の整備

【計画期間内の施策の方向性】

地域の生涯学習の拠点でもある体育施設や公民館、図書館等の社会教育施設の利用環境の整備に努めます。

事　業　名		中央公民館施設整備事業	担当部署	社会教育課
事業内容		・中央公民館の安全性向上と快適な利用環境を維持するため、老朽化箇所の改修や設備更新等の施設整備を行う。		
年度別実施内容	Ｒ７	・各施設の応急的な修繕 ・２階と３階の女子トイレそれぞれ１基ずつの洋式化		
	Ｒ８	・低濃度ＰＣＢ使用安定器撤去・照明器具交換 ・中央公民館アスベスト事前調査業務 ・中央公民館改修工事設計業務		
	Ｒ９	・空調設備設置（１階：大ホール　２階：第２会議室、音楽室、サークル室、第４会議室、工芸室、視聴覚室　３階：第２・第３研修室、作法室、調理室）		
	Ｒ10	・特定天井・水回りの改修、トイレの洋式化		
	Ｒ11	―		

事　業　名		社会体育施設整備事業	担当部署	スポーツ振興課
事業内容		・社会体育施設が安全・安心に利用できるよう計画期間内に金木運動公園の大規模改修、市浦Ｂ＆Ｇ海洋センター艇庫の改修を検討するほか、その他社会体育施設についても必要に応じた維持修繕を行い、市民の運動機会を確保していく。		
年度別実施内容	Ｒ７	・市民体育館の改修		
	Ｒ８	・社会体育施設の維持修繕		
	Ｒ９	・金木運動公園の改修（実施設計　他） ・つがる克雪ドーム改修（実施設計　他）		
	Ｒ10	・金木運動公園改修（工事　他） ・つがる克雪ドーム改修（工事　他） ・市浦Ｂ＆Ｇ海洋センター艇庫改修（実施設計、工事　他）		
	Ｒ11	・市営庭球場（実施設計、工事　他）		

事　業　名	資料収集と提供の充実	担当部署	図書館
事業内容	・図書・その他必要な資料を収集し、県内外図書館等と連携しながら、市民の教養・調査研究等に役立つ資料及び調査相談機能を充実させ、利便性向上を図る。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事　業　名	地域のいま・むかし・みらい保存事業	担当部署	図書館
事業内容	・太宰治や立佞武多など地域に関するあらゆる資料を収集し、デジタル化及びデジタルアーカイブによる公開を関係機関と連携しながら進めていく。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事　業　名	図書館利用推進事業	担当部署	図書館
事業内容	・資料を利活用する展示、講演会、講座等を開催し、誰もが気軽に訪れたくなるきっかけをつくる。 ・子どもの読書活動推進のために、子ども司書養成講座やおはなし会等を行う。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事　業　名	学校図書館サポート事業	担当部署	図書館
事業内容	・児童生徒の読書活動推進に向け、小中学校図書館が読書センター、学習・情報センターとして機能するための基盤となる資料購入及び環境整備を行う。また、学校図書館利用指導、授業への活用支援、その他相談受付等を行い、利用促進及び教職員の事務負担軽減を図る。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事　業　名		図書館サービス環境整備事業	担当部署	図書館
事業内容		・「五所川原市図書館整備計画」に基づき、長寿命化改修工事を行い、赤ちゃんからご高齢の方、子育て世代等すべての人が快適に安心して利用できる場所づくりとサービス提供を推進する。また、自力での来館が困難な方の利便性向上を図る。		
年度別実施内容	R７～R８	－		
	R９	・図書館のアスベスト・コンクリート劣化度調査 ・図書館の長寿命化改修工事に係る基本設計		
	R10	・図書館の長寿命化改修工事に係る実施設計		
	R11	・図書館の長寿命化改修工事		

３　文化・スポーツに親しむ機会の確保

（１）文化芸術施設の利便性の向上

【計画期間内の施策の方向性】

立佞武多の館の美術展示ギャラリーやふるさと交流圏民センター「オルテンシア」等の市が所管する文化芸術施設について、市民の文化芸術活動の鑑賞、発表の場としての利便性の向上を図ります。

事　業　名		ふるさと交流圏民センター整備事業	担当部署	社会教育課
事業内容		・ふるさと交流圏民センターは平成６年の開館から２０年以上が経過し、経年劣化による老朽化が著しいことから、施設の長寿命化を図るため、計画的な改修を実施する。		
年度別実施内容	R７	・駐車場区画線、熱源機械室用給気ファン、自家始動発電機盤の始動電源装置の修繕		
	R８	・北側駐車場外灯ＬＥＤ照明器具ポール交換修繕		

年度別実施内容	R９	・コンサートホール舞台照明設備主幹調光器盤改修工事設計業務、監理業務及び改修工事
	R10	・交流ホール舞台照明設備主幹調光器盤改修工事設計業務、監理業務及び改修工事
	R11	・コンサートホール舞台音響設備改修工事設計業務、監理業務及び改修工事

（２）活動人口の増加に向けた取組み

【計画期間内の施策の方向性】

市スポーツ協会や各種文化・スポーツ団体等と連携し、活動人口の増加に向けて取り組みます。

事業名	公民館教室（みんなの教室・市民教養教室）	担当部署	社会教育課
事業内容	・学びのきっかけづくりとして、気軽に学習活動や仲間づくりを楽しみ、教養を高め、学びの輪が広がることで生涯学習に対する理解や関心を高めることをねらいとして、市民講座を開設する。 ・多様な世代が参加できるよう、受講内容の拡充、充実を図ることで教室参加数の増加に取り組む。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名	市民総合文化祭（五所川原文化祭、金木文化まつり）、公民館まつり	担当部署	社会教育課
事業内容	・市民の教養の向上と地域の文化の発展、日ごろの活動の成果を発表する場を提供するため、市民総合文化祭を主催団体と連携し開催する。※【主催団体】五所川原文化祭（五所川原市文化振興会議：３５団体加盟）、金木文化まつり（金木文化団体協議会：１９団体加盟） ・「みんなの教室」受講生が日頃の成果を発表する場の提供および子どもたちの体験や学びの場を提供するため、市教育委員会主催で公民館まつりを開催する。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事　業　名	スポーツ活動普及事業	担当部署	スポーツ振興課
事業内容	・スポーツに親しむ機会を確保するため、市スポーツ協会や各種スポーツ団体等と連携し、軽スポーツイベントや学区対抗スポーツ大会を開催するほか、軽スポーツ等の指導者の派遣し、スポーツやレクリエーションの指導を図り活動の推進を図る。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事　業　名	学校体育施設開放事業	担当部署	スポーツ振興課
事業内容	・最も身近なスポーツの場として親しむことのできる学校体育施設を活用し、地域で活動するスポーツ団体等を対象に、小・中学校の体育施設を開放し、誰もが日常的にスポーツに参画することのできる機会を確保する。		
年度別実施内容	・計画期間内を通じて、毎年度実施。		

（３）中学校部活動の地域展開

【計画期間内の施策の方向性】

単独校での文化・スポーツ活動が困難になりつつある状況を踏まえ、部活動の地域展開に積極的に取り組み、児童生徒が安心して文化・スポーツに親しむ場を提供します。

事　業　名		中学校部活動地域展開（文化分野）	担当部署	社会教育課
事業内容		・中学生が身近な地域で学校の文化部活動に代わり得る継続的で多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、市教育委員会職員が仲介役となり、地域で活動する既存団体へ受け入れを依頼し、中学生が文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を作る。		
年度別実施内容	Ｒ７	・公民館で活動する団体と学校向けに加入方法や費用などの詳細な資料を作成。公民館で活動する団体へ中学生の加入について打診。市内中学校へ公民館で活動する受け入れ可能団体と加入方法、費用などについて説明		
	Ｒ８	・地域で活動する文化芸術団体を対象に、受入意向の調査を行い、受入可能団体を選定 ・希望する生徒を募り、受け入れ可能となった団体から中学生の加入開始。中学生が加入した団体から活動状況について聴取。必要に応じて資料修正 ・文化部活動の地域移行において、文化部活動団体（学校施設を		

年度別 実　施 内　容		継続して利用しなければ活動できない団体、学校施設の利用を希望する文化部活動団体など）の意見を聴取し、課題に対する具体的な支援について検討するとともに、学校施設担当課と学校開放に関する基盤整備について協議・調整
	Ｒ９	・地域で活動する文化芸能団体へ継続して受け入れを打診。必要に応じて、曜日や活動時間の変更を依頼 ・希望する生徒を募り、受け入れ可能となった団体から中学生の加入開始。中学生が加入した団体から活動状況について聴取。必要に応じて資料を修正 ・文化部活動の地域移行において、文化部活動団体（学校施設を継続して利用しなければ活動できない団体、学校施設の利用を希望する文化部活動団体など）の意見を聴取し、課題に対する具体的な支援について検討するとともに、学校施設担当課と学校開放に関する基盤整備について協議・調整 ・中学校文化部活動の廃止
	Ｒ10	・中学校文化部活動地域展開に対する支援
	Ｒ11	同上

事　業　名	中学校部活動地域展開 （スポーツ分野）	担当部署	スポーツ振興課
事業内容	中学校部活動は、少子化進展、教職員の多忙化など従前と同様の体制で運営することが厳しくなってきていることから、地域の実情に応じて部活動から地域クラブへ展開していく。 令和６年度において中学校部活動地域移行推進計画を作成し、計画期間内において、段階的に地域展開を進めていくほか、生徒の安全・健康面への配慮や暴言・暴力、行き過ぎた指導やハラスメント等の講習会を毎年実施する。		
年度別 実　施 内　容	Ｒ７	・サッカー、バスケットボール、柔道、剣道、スキー、バドミントン、水泳の７競技の実施計画策定及び部活動の廃止時期の決定 ・学校及び生徒、保護者への運動部活動地域展開の周知 ・各種支援の検討 ・指導者講習会の実施	
	Ｒ８	・陸上、野球、卓球、バレーボール、ソフトテニスの５競技の実施計画の策定及び部活動の廃止時期決定 ・学校及び生徒、保護者への運動部活動地域展開の周知 ・各種支援の検討 ・地域クラブの認定 ・指導者講習会の実施	

年度別 実　施 内　容	Ｒ９	・令和７年度に実施計画を策定した７競技の運動部活動の廃止 ・学校及び生徒、保護者への運動部活動地域展開の周知 ・各種支援 ・地域クラブの認定 ・指導者講習会の実施
	Ｒ10	・令和８年度に実施計画を策定した５競技の運動部活動の廃止 ・学校及び生徒、保護者への運動部活動地域展開の周知 ・各種支援 ・地域クラブの認定 ・指導者講習会の実施
	Ｒ11	・各種支援 ・地域クラブの認定 ・指導者講習会の実施

Ⅵ　用語の解説

区分	ページ	語句	説明文
※１	３ページ	確かな学力	知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。
※２	５ページ	オンデマンド方式	「要求に応じて」という意味で、利用者のリクエストしたタイミングでサービスが提供される方式のこと。
※３	６ページ	ＣＲＴ検査	学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容の到達状況を、適切に把握できるように作成された学力検査のこと。
※４	６ページ	ＮＲＴ検査	ある集団における個人間の相対的な学力差の測定を目指したテストのこと。入学試験といった選抜試験などはこのテストに含まれる。
※５	７ページ	ＩＣＴ	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。
※６	７ページ	グローバル化	人・モノ・金・情報が国や地域を超えて世界規模で結びつき、世界の一体化が進むこと。
※７	７ページ	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。キャリアとは、人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分との関係を見いだしていく連なりや積み重ねを意味する。
※８	８ページ	キャリアパスポート	小・中・高等学校の１２年間を見通し、児童生徒が自らのキャリア発達を振り返り、将来の夢の実現や人生設計に役立てるために、キャリアについて学んだことを記録し、系統的・継続的に活用するもの。
※９	１０ページ	クラウド	クラウド（クラウド・コンピューティング）は、インターネットなどのネットワーク経由で利用者にサービスを提供する形態。インターネットなどのネットワークに接続されたコンピューター（サーバー）が提供するサービスを、利用者がネットワーク経由で手元のパソコンなどで使用する。

※10	１０ページ	ゼロトラスト	直訳では「何も信頼しない」。ネットワーク環境における従来の「境界」の概念を捨て去り、守るべき情報資産にアクセスするものは全て信用せずにその安全性を検証することで、情報資産への脅威を防ぐというセキュリティの新しい考え方。
※11	１３ページ	コミュニティ・スクール	保護者、地域住民、学校が目標を共有し、学校における様々な課題解決に参画していくことで「地域とともにある学校づくり」を進めるための学校運営の仕組みのこと。